



教政第1443号
令和3年(2021年)年3月19日

関係団体代表者 様

熊本県教育長

熊本県教育大綱の改定及び第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン
の策定について(通知)

平素より、本県教育行政の推進に御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づ
く熊本県教育大綱の改定と、教育基本法第17条の2に基づく第3期くまもと「夢への架
け橋」教育プランの策定について、お知らせします。

記

【熊本県教育委員会ホームページ掲載先】

- ・熊本県教育大綱 <https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/8975.html>
- ・第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/89661.html>

【根拠法】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋
(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、
その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の
大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第
1項の総合教育会議において協議するものとする。

【根拠法】教育基本法(平成18年法律第120号)
(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に
関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画
を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教
育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

熊本県教育大綱

1 はじめに

私はこれまで子供たちに、私の経験から学んだ“人生の可能性は無限大である”“逆境の中にこそ夢がある”“夢を持ち、その実現に向かって一步踏み出すことが大切である”ことを語りかけてきました。

熊本地震及び令和2年7月豪雨からの復興や新型コロナウイルス感染症への対応を進めるとともに、技術革新が急速に進む中で、子供たちの個性や能力に応じた多様な学びの場を提供し、その可能性を大きく広げるための環境づくりを進めて参ります。

また、新たに「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」を策定し、“夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり”を進めていきます。

2 基本方針

子供たちの「夢」を育む（熊本の人づくり）

（1） 夢を実現するための“生きる力”を育成します

子供たちが自分の夢を持ち、夢の実現に向かって挑戦を続けるためには、知・徳・体をバランスよく成長させ、“生きる力”を身に付けることが必要です。

知については、“ICT教育日本一”を目指したICTの活用や少人数指導等により子供たちの学びを支える環境を整えて、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力、さらに自ら課題を発見・解決する力や主体的に学習に取り組む力等の“確かな学力”を育成します。

徳については、人権教育や道徳教育等を充実するとともに、命を大切にする心や他者を思いやる心、規範意識等の“豊かな心”を育みます

体については、スポーツの機会の充実等により人間の活動の源となる体力の向上を図るとともに、学校保健や地産地消の推進による食育の充実などにより心身ともに健康でたくましい“健やかな体”を育てます。

こうした取組を進めるためには、教職員一人一人の資質・能力を高める必要があり、そのための研修など教職員の成長を促す取組を行います。

（2） ふるさとを愛する心を持つグローバル人材を育成します

社会経済のグローバル化がさらに進展する中で、今後、子供たちが国際的に活躍していくためには、我が国や郷土の伝統・文化を理解し、愛着や誇りを持つこととあわせて、他国のことを理解・尊重し、共存していく姿勢が求められます。

そのため、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用等により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、教員のスキルアップや本県独自の教材の活用等によりコミュニケーション能力の向上を図るなど“英語教育日本一”を目指した取組を充実させ、明日の熊本を担うグローバル人材を育成します。

（3） 自らの未来を切り拓き、社会に貢献できる人材を育成します

子供たちが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力を身に付けるために、キャリア教育の充実に取り組みます。

また、熊本の発展を支える人材の育成と若者の地元定着を図るため、産学官が連携して相互の情報・課題を共有し理解を深めるとともに、県内就職を後押しする取組を進めます。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、水俣病問題等を通じた環境教育や、高校生への主権者教育のほか、様々な情報を正しく読み解き、活用・発信する力、情報モラルを高めるための情報教育を推進するなど、社会の変化に適切に対応できる人材を育成します。

“熊本時習館構想”を通じ、私立学校に通う子供たちの夢の発見、挑戦、実現を支援します。

「夢」を支える教育環境の整備

(1) 災害からの復旧・復興に全力で取り組みます

学校は、子供たちが夢や希望、生きる力を育む重要な場所です。令和2年7月豪雨で被害を受けた学校施設の早期復旧や、災害の教訓を生かした防災教育を進めるなど、学校における災害対応の機能向上に向けた取組を進めます。

児童生徒の心のケア等に必要な教職員を確保するとともに、教職員の心のケアにも取り組みます。

また、文化財の復旧・復興に関係機関と連携して取り組みます。

(2) 子供たちが安全・安心に学ぶことができ、信頼される学校をつくります

学校が安全・安心で、信頼されるものとなるために、子供たちのわずかな変化にも気づき、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」ことができる教職員を育成します。

また、学校全体で教職員が子供たちと向き合える時間を確保し、災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた児童生徒の心のケアやいじめ・不登校等の課題に適切に対応します。

さらに、年々増加傾向にある教育上特別な配慮を必要とする子供たち一人一人の状況に応じた支援体制の充実や教育環境の整備を進めます。

(3) 貧困の連鎖を教育で断ち切り、子供たちの可能性を広げます

近年、貧困状態にある子供の割合は増え続けています。また、災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けた児童生徒も多い状況です。この状況を放置すれば、さらに多くの子供たちが貧困状態に陥り、自分の未来に希望を抱けなくなるとともに、日本の未来にも大きな損失をもたらすこととなります。

そのため、家庭の経済的事情により、子供たちが進学等の夢を断念することがないよう、生活保護世帯やひとり親家庭などに対し、地域の協力を得ながら、学びの場を提供するとともに、教育費の負担軽減を図るなど、貧困の連鎖を教育で断ち切ります。

(4) 学校・家庭・地域・行政・子供の五者が連携・協働し、地域とともにある学校をつくります

家庭は教育の出発点です。しかし、近年は家庭の教育力の低下が指摘されています。また、複雑化・困難化する教育上の課題への対応について、学校に係る負担が増加してきています。

そのため、家庭の教育力の向上を支援するとともに、学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、五者と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりを推進します。

さらに、各県立高校の魅力を高め、地域の児童生徒や保護者に選ばれる県立高校を目指します。

(5) 県民に夢や希望を与えるスポーツの振興を図ります

東京オリンピック・パラリンピック(2021年)をはじめとした国際大会等における県出身選手の活躍等は、県民に夢や希望を与えるとともに、熊本の復興の姿や感謝の心を世界に発信することにもつながります。

そのため、県内トップスポーツチームの支援や県内優秀競技者の育成などに取り組むとともに、県民誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。